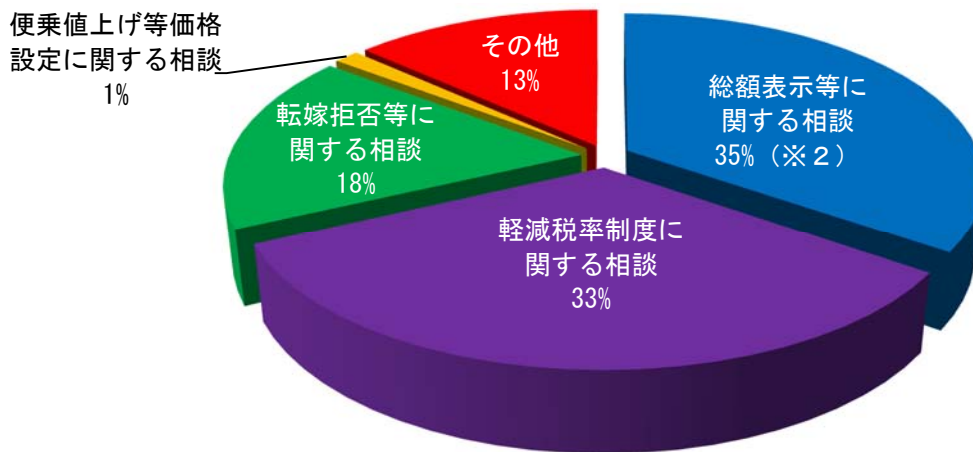


## 消費税価格転嫁等総合相談センターの相談対応状況

消費税価格転嫁等総合相談センターの平成 29 年 11 月(11/1～11/30)の相談対応状況は以下のとおり。

### 1 相談件数

11 月の相談件数：電話 70 件、メール 5 件  
【相談内容（全 75 件）の内訳（※1）】



### 2 相談例

#### ○ 転嫁拒否等に関する相談

Q. 機械販売事業者です。消費税分は別途支払うと一筆いただいた上で、まず、本体価格分についてのみ振り込んでもらいました。その後、相手方が「消費税は政府に支払うもの」と言って、一向に消費税分を払ってくれません。どこに相談したら解決できるでしょうか。

A. 消費税転嫁対策特別措置法上、合理的な理由なく、既に取り決められた対価から、消費税率引上げ分の全部又は一部を、事後的に減じて支払う行為は「減額」として問題となります。

このように「減額」に該当するにもかかわらず、消費税率引上げ分の全部又は一部を支払ってもらえないような場合には、公正取引委員会や事業所管官庁などに御相談ください。

また、消費税価格転嫁等総合相談センターでは、消費税転嫁対策特別措置法に違反する疑いのある情報を受け付け、相談者の御希望により調査を担当する省庁に通知していますので、当センターに情報提供していただくことも可能です。

※1 消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報は 2 件

※2 うち総額表示に関する相談が 19%、消費税一般に関する相談が 81%

## ○ 軽減税率制度に関する相談

Q. 消費者です。サプリメントは軽減税率の対象となりますか。

A. 軽減税率の対象品目である「飲食料品」とは、食品表示法に規定する食品（酒税法に規定する酒類を除きます。）をいいます。

食品表示法に規定する「食品」とは、全ての飲食物をいい、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に規定する医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品（以下「医薬品等」といいます。）を除き、食品衛生法に規定する「添加物」を含みます。

したがって、相談内容のサプリメントが医薬品等に該当しないものであれば、「食品」に該当しますので、その販売は軽減税率の対象となります。

Q. 事業者です。酒類を除く飲食料品が軽減税率の対象となるということですが、みりんは軽減税率の対象となるのでしょうか。

A. 酒税法に規定する酒類は、軽減税率の対象である「飲食料品」に該当しませんので、みりんが酒税法に規定する酒類に該当するものであれば、その販売は軽減税率の対象となりません。

なお、酒税法に規定する酒類に該当しないみりん風調味料（アルコール分が1度未満のものに限ります。）については、「飲食料品」に該当しますので、その販売は軽減税率の対象となります。

軽減税率制度の詳細については、国税庁ホームページの「軽減税率サイト」に掲載されている軽減税率制度に関するQ&Aを御覧ください。

国税庁ホームページ：<https://www.nta.go.jp>

Q. 事業者です。軽減税率実施後の請求書の記載方法についてお伺いします。税率 10%となる宴会での食事代と税率8%となる飲食料品の引出物をまとめて請求する場合、請求書には一緒に記載してもよいのでしょうか。

A. 軽減税率制度実施後、消費税等の税率が複数となりますので、軽減税率の対象品目の売上げや仕入れ（経費）がある事業者の方は、これまでの記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等（以下「区分記載請求書等」といいます。）の発行や記帳などの経理（区分経理）を行っていただくこととなります。

区分記載請求書等には、次の事項の記載が必要です。

- ① 書類の作成者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）
- ④ 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）
- ⑤ 書類の交付を受ける者の氏名又は名称

したがって、相談内容のように、税率 10%の食事代と税率8%の飲食料品の料金を請求する場合、請求書に、これらの代金を一緒に記載しても構いませんが、上記③及び④のとおり、請求書には、「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載と「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）」の記載が必要となります。

詳細につきましては、国税庁ホームページの「軽減税率サイト」に掲載されている軽減税率制度に関するQ&A等でご確認いただくか、所轄の税務署にお問い合わせください。

国税庁ホームページ：<https://www.nta.go.jp>

Q. 事業者です。平成 35 年 10 月 1 日から導入される適格請求書等保存方式においては、交付した適格

請求書の写しを保存することが義務付けられていますが、適格請求書を発行するための電子システムに請求書のデータを保存して、いつでも再現できる状況であればよいのでしょうか。

A. 適格請求書等を交付した適格請求書発行事業者は、これらの書類の写しを保存しなければならないこととされていますが、書面で交付した適格請求書等の写しの保存については、電子帳簿保存法の規定に基づき、自己が一貫して電子計算機で作成した書類であれば、所轄税務署長の承認を得た上で電磁的記録(データ)により保存することが認められると考えられます。

なお、適格請求書等保存方法の詳細については、写しの保存方法も含め、今後、政省令等により明らかにされる予定です。

問合せ先

内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

電話：03-3539-2610